① not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,

② submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,

③ have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned,

④ have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned,

⑺ Time-limit for tender: 4:00 P.M., 28 June 2010 (tenders submitted by mail 4:00 P.M., 25 June 2010)

⑻ Contact point for the notice: Masamichi Yasumura Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Chugoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 2—26—1 Midorii, Asaminami-ku, Hiroshima City, 731—0103 Japan TEL 082—831—4441

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年６月７日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　菊川　　滋

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　H22高浜沖浚渫工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　茨城県石岡市石川地先

⑷　工事内容

浚渫工（官船及び民船）440,000㎥

排砂管工（既設貸与管：約18.8㎞　仮設排砂管：約3.0㎞）１式

ヤード保守工　１式

余水処理工　１式

仮設工　１式

⑸　工期　平成24年３月30日まで

⑹　本工事は、入札時にＶＥ提案として「排泥地における早期余水処理に関する具体的な対策」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑺　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑻　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

⑼　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５．⑻で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は霞ヶ浦河川事務所のホームページにより公表する。

⑾　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑿　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（関東地方整備局ホームページ http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000041.html）に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。

なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⒀　本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。

⒁　本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と施工者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更審査会」の設置対象工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における河川しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

ア）浚渫工法がポンプ系方式又は高濃度浚渫方式による浚渫工事で、浚渫量が10万㎥以上であること。

なお、ここでいう高濃度浚渫方式とは下記の㋐～㋓のいずれかの浚渫工法による浚渫工事であること。

㋐　回転バケット式浚渫

㋑　気密バケットホイール式浚渫

㋒　スクレープローター式浚渫

㋓　負圧吸泥方式浚渫

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、下記イ）の施工実績を有すること。

イ）浚渫工法がポンプ系方式又は高濃度浚渫方式による浚渫工事であること。

なお、ここでいう高濃度浚渫方式とは下記の㋐～㋓のいずれかの浚渫工法による浚渫工事であること。

㋐　回転バケット式浚渫

㋑　気密バケットホイール式浚渫

㋒　スクレープローター式浚渫

㋓　負圧吸泥方式浚渫

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。